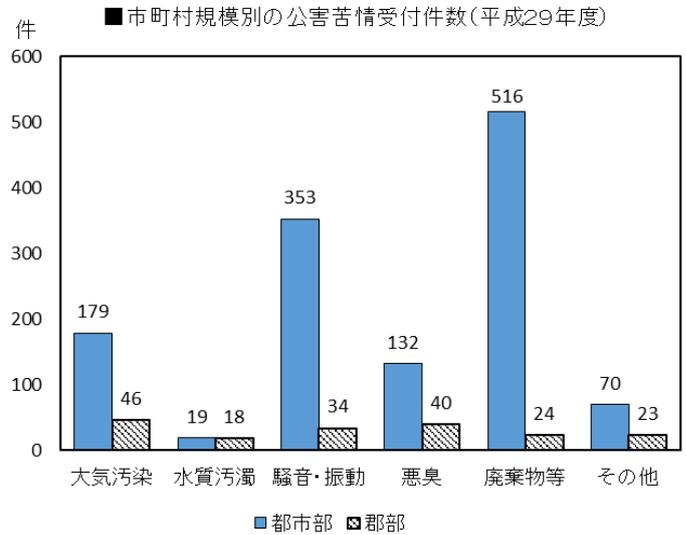


公害苦情の状況

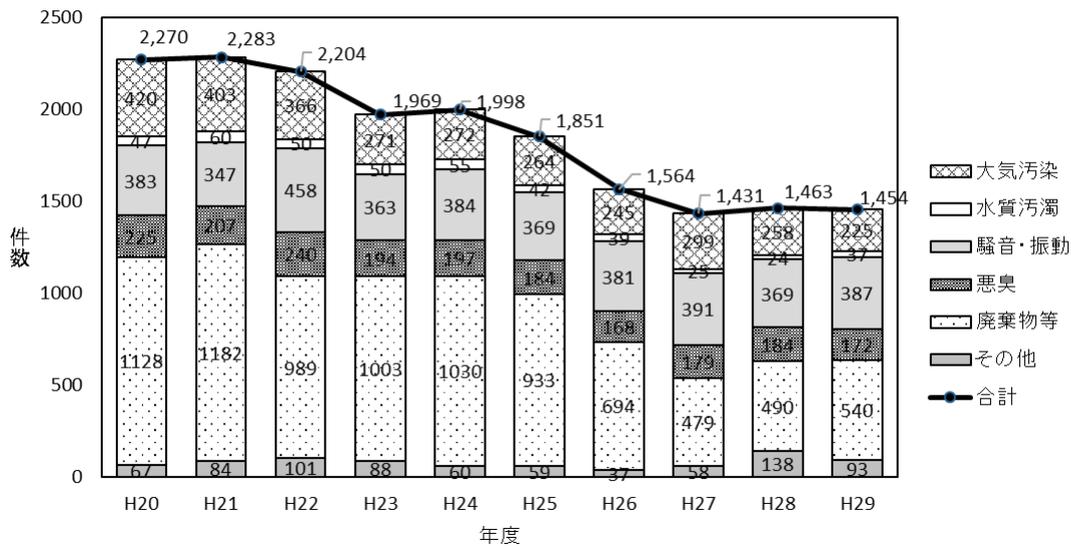
(1) 公害苦情、公害紛争の処理

公害苦情は、地域の生活環境や産業活動などと密接な関わりがあり、都市部と郡部では傾向が異なります。苦情件数の大半を占める都市部（人口10万人以上の市）では、廃棄物の不法投棄や騒音・振動の苦情受付件数が多く、一方、郡部（その他の市町村）では、大気汚染や悪臭の苦情受付件数が多くなっています（右図）。

なお、地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情は、近年、おおむね減少傾向にあります（下図）。



■公害苦情受付件数の推移(過去10力年)



道では、「公害紛争処理法」に基づき公害苦情相談員を置くとともに、「北海道公害苦情処理要綱」により、苦情の処理体制や運用方針を定め、市町村等と協力して適切な処理に努めています。

また、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき「北海道公害審査会」を設置し、紛争当事者の申請に応じて、あっせん、調停、仲裁を行うこととしています。